

規定による届出 当該届出に係る特定工場
の緑地の面積が減少し、かつ、当該減少後の
緑地面積率が法準則に定める割合を下回る
場合

- 2 対象事業者は、緑化等の取組として、良質な
緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢
献活動その他の取組を積極的に実施するよう
努めるものとする。
- 3 市長は、緑化等の取組の内容に関する指針
(以下「ガイドライン」という。)を策定する
ものとする。
- 4 市長は、前項の規定によりガイドラインを策
定したときは、これを公表するものとする。
- 5 地域住民は、緑化等の取組に対して協力する
よう努めるものとする。
- 6 対象事業者は、緑化等の取組を行う前に、市
長と協議を行うものとする。
- 7 市長は、対象事業者及び地域住民に対し、緑
化等の取組に関し積極的な情報の提供及び助
言を行うとともに、必要な支援を行うものす
る。

(明石市ネット・ポジティブ・インパクトアド
バイザリー会議の設置)

第8条 対象事業者が計画する緑化等の取組の
内容が当該取組に係る特定工場の周辺地域に
おける生活環境等の向上に資するよう専門的
な立場から助言するため、明石市ネット・ポジ
ティブ・インパクトアドバイザリー会議(以下
「アドバイザリー会議」という。)を置く。

(新 設)

- 2 アドバイザリー会議は、委員3人以内をもっ
て組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他特に必要
と認める者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が
欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任
者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 アドバイザリー会議は、対象事業者が計画す
る緑化等の取組に対する助言として、市長に意

見を述べることができる。

- 7 市長は、前項の意見を受けたときは、速やかにその内容を対象事業者に通知し、緑化等の取組に係る助言その他必要な支援を行うものとする。

(地域説明会の開催)

第9条 対象事業者は、地域組織に対して、緑化等の取組等に関する説明会を開催し、説明を受ける者の理解を得るよう努めるものとする。

(新 設)

- 2 前項の「地域組織」とは、特定工場が立地する小学校区に設立された協働のまちづくり推進組織(明石市自治基本条例(平成22年条例第3号)第17条第1項に規定する協働のまちづくり推進組織をいう。)及びこれに準ずる組織として市長が別に定める組織をいう。

- 3 対象事業者は、第1項に規定する説明会を開催したときは、速やかにその内容を記載した書面を市長に提出するものとする。

(情報の提供及び表彰)

第10条 市長は、対象事業者が行う緑化等の取組について、市民へ情報提供を行うとともに、当該緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰するものとする。

(新 設)

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の明石市工場立地法地域準則条例第7条から第10条までの規定は、この条例の施行の日以後に工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により行われた届出に係る同法第6条第1項に規定する特定工場について適用する。

(提案理由)

本案は、SDGs の理念に基づき、経済、環境、社会の三側面に配慮した取組を更に推進するため、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する市独自の取組について定めることにつき、条例の一部を改正しようとするものである。